

# ロシアにおける個人情報保護規制とその対策

(2020年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 Advocate's Office of Losev Alexey Alexandrovichに作成委託し、2020年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびAdvocate's Office of Losev Alexey Alexandrovichは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびAdvocate's Office of Losev Alexey Alexandrovichが係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所  
E-mail：RSM@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a stylized, bold, serif font. The letters are black and set against a white background.

## 目次

1. 個人情報保護関連規制の概要（根拠法令、個人情報の対象範囲、監視当局など） .....	1
1.1 根拠法令 .....	1
1.2 個人情報の対象範囲 .....	1
1.3 関係当局 .....	2
2. 個人情報の取扱方法および留意点（収集、保管、加工、利用、移転など） .....	3
2.1 情報の処理（収集、保管、加工、利用、移転など） .....	3
2.2 ロシア国外への移転 .....	4
3. 個人情報対象者の権利および個人情報管理者の義務、行政上・刑事上の責任、罰則、免責事項 ..	5
3.1 個人情報対象者の権利 .....	5
3.2 個人情報管理者の義務 .....	5
3.2.1 個人情報の国内処理義務（ローカリゼーション） .....	6
3.2.2 通信監督局への通知義務 .....	6
3.3 行政上・刑事上の責任、罰則、免責事項 .....	6
4. 実務的な個人情報保護対策方法（在ロシア企業による対策、日本などロシア国外に所在する 企業による対策） .....	9
4.1 在ロシア企業による対策 .....	9
4.2 日本などロシア国外に所在する企業による対策 .....	9
4.2.1 ローカリゼーション要件への対応 .....	9
4.2.2 ロシア向け E コマースに取り組む際の個人情報保護リスクと対策方法 .....	10

## ロシアにおける個人情報保護規制とその対策

### 1. 個人情報保護関連規制の概要（根拠法令、個人情報の対象範囲、監視当局など）

#### 1.1 根拠法令

ロシアにおける個人情報保護について、包括的な個人情報保護法として、2006年7月27日付連邦法第152-FZ号「個人データについて」（Federal Law “On Personal Data”（July 27, 2006 No. 152-FZ）、以下「個人情報法」）が制定されている。同法は、1981年署名の「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する欧州評議会条約」のロシア連邦による批准にともない採択されたものである。

個人情報法は、主として、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR）と類似の概念を採用する。

また、個人情報の保護について規定するその他の法律として、2006年7月27日付連邦法第149-FZ号「情報、情報技術及び情報保護について」（Federal Law “On Information, Information Technologies and Protection of Information”（July 27, 2006 No. 149-FZ）、以下、「情報法」）があり、さらに、雇用者と被雇用者間の個人情報の保護については、労働基本法（2001年12月30日付ロシア連邦法第197-FZ号）において定められている。上記以外には、ロシア政府決定、また、個人情報の保護を担当する当局である連邦政府、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Federal Service for Supervision of Communications, Information Technology, and Mass Media、以下「通信監督局」）、連邦技術・輸出管理局（Federal Service for Technical and Export Control、以下「FSTEC」）、連邦保安局（Federal Security Service、以下「FSS」）のそれぞれが作成した規則においても個人情報の保護に関する複数の法的かつ技術的要件が定められている。

情報法は、個人情報法より幅広い範囲に適用されており、主に、あらゆる情報へのアクセス権、その制限、国家によるインターネットの規制等に関する規定が含まれているが、一部個人情報に関する規定もあり、主に生体認証に用いられる生体情報に関する規定、また、個人情報の規定を侵害するインターネットサイトへのロシア国内のアクセスの遮断処分の手続きに関する規定が含まれている。

#### 1.2 個人情報の対象範囲

個人情報法上、個人情報とは「特定された、または特定可能な個人（個人情報の対象者）に直接的にまたは間接的に関連するいかなる情報」と定義されている（個人情報法第3条第1項）。すなわち、個人情報に該当する項目が列挙されず、かなり広い適用範囲が設定されており、監督当局の通信監督局のスタンスでは<sup>1</sup>、姓、名、生年月日、住居地、パスポート情報、教育歴、勤務先、収入

<sup>1</sup> 通信監督局ウェブサイト関連ページ（ロシア語のみ）

<https://66.rkn.gov.ru/directions/p18760/p20284/>

<https://70.rkn.gov.ru/social/p12060/p12067/>

<https://43.rkn.gov.ru/directions/protection/faq/>

状況、納税者番号、年金保険証書データ、医療保険証書データ、財産状況、家族構成等が個人情報の対象範囲に含まれている。上記のうち、更なる保護を受ける個人情報として、特別な個人情報の種類と定義された人種、民族、政治的・宗教的・哲学的その他の信念、健康状況、性生活に関する情報の概念もある（個人情報法第10条第1項）。この特別な個人情報は、個人情報対象者本人の書面による同意がある場合を除き処理（同法第3条3項に規定。後述）が原則として禁止されている。

紙媒体と電子媒体ともに同様のルールが適用される。

メールアドレスが個人情報の対象か否かについて、どの関連法令にも明示されていないが、オンラインバンキング等のために整備された個人登録システム（EBS）に記載される情報として、最近メールアドレスも記載される（2019年9月13日付連邦政府決定第1197号）ことになり、当該システムが主に個人情報から構成されており、メールアドレスも個人情報に該当するという解釈がある。他方、メールアドレスのみでは本人を特定することが困難であるため、個人情報に該当しないという解釈もあり、正式な解釈がないのが現状である。

### 1.3 関係当局

通信監督局は、個人情報の保護を管轄する国家機関として、個人情報を取り扱う個人情報管理者（個人情報法上、「オペレーター」という）であるロシアの公的機関や民間企業に対して、個人情報の取扱基準の順守の検査を行う権限がある（個人情報法第23条第1.1項）。当該検査は、事前に作成された検査スケジュールによる計画検査と臨時検査がある。後者の臨時検査は、通信監督局が報告等を受け、違反の可能性があると判断した場合に行われる。当該検査の際、当該管理者における個人情報の取り扱い状況、各種手続きや書類の適切性を検討した上で、違反が摘発された場合、指導が行われ、罰金が課されることがある。また、通信監督局は、インターネットサイトにおいて、個人情報が不適切に掲載されていると判断した場合、当該サイトへのアクセス遮断処分を行う権限もある。

なお、通信監督局は、個人情報に関する法令の適用状況について、報告やガイドラインを下記のインターネットサイトに公表している。

通信監督局ウェブサイト

[www.pd.rkn.gov.ru](http://www.pd.rkn.gov.ru)

さらに、上記サイトには、個人情報の取り扱いを行う管理者の登記簿および個人情報のルールの違反者のリストも掲載されている。

FSTECは、個人情報の取り扱いについて、主に、個人情報の保護に関するIT基準等の技術的な要件を設定する権限がある。例えば、FSTECは、2013年2月18日付規定第21号「個人情報の情報システムにおける処理の際の個人データの安全確保のための組織的・技術的措置の構成および内容について」を作成し、当該規定において、個人情報へのアクセスのためのユーザー認証、アクセス管理、ウイルス感染保護、サイバー攻撃への対策等の措置に関する規則を定めている。

## 2. 個人情報の取扱方法および留意点（収集、保管、加工、利用、移転など）

### 2.1 情報の処理（収集、保管、加工、利用、移転など）

個人情報保護法では「個人情報の処理」について、「自動的な手段によるものか否かを問わず、個人情報の収集、記録、体系化、集積、保管、確認（更新、修正）、回収、利用、移転（配布、提供、アクセス）、匿名化、遮断、削除または破棄を含む、個人情報を対象とするあらゆる個別作業およびその一連」と定義されている（同法第3条3号）。上記の定義の範囲は極めて広く、個人情報の一般的な取扱方法である収集、保管、加工、利用、移転、ロシア国外への移転は上記の定義に該当するものとして、個人情報法の適用を受ける。

個人情報の処理の際、下記の一般原則を遵守する必要がある（個人情報保護法第5条）。

個人情報の処理は合法的かつ公正なものでなければならず、事前に定められ、個人情報対象者に提示した具体的かつ公正な目的での処理のみ認められており、目的外の処理、また、それぞれの処理目的が相容れない個人情報を含むデータベースの統合（例えば、従業員と顧客のそれぞれのデータベースの統合が問題視される）は禁止されている。また、処理される個人情報の内容と数量は、示された処理の目的に相当しなければならず、処理される個人情報は示された処理の目的に照らして過剰であってはならない。例えば、消費者が記入した書類において家庭状況や資産状況について過剰に詳細な情報を求めていると判断した判例もあった。

個人情報の処理の際には個人情報の確実性、十分性、必要に応じて処理目的に照らして最新の状態を維持しなければならない。個人情報管理者は不完全または不正確な情報の削除または確認に必要な措置をとらなければならない。

なお、個人情報の保管は、個人情報対象者本人を特定可能な方法により、また、処理の目的に必要な期間を上回ってはならない。処理される個人情報は、処理の目的が達成され、あるいは、当該目的の必要がなくなった場合、削除または匿名化しなければならない。

個人情報法において、個人情報の処理が認められるのは次の場合である（個人情報保護法第6条1項）。

個人情報の処理は個人情報法により定められた場合にのみ可能であり、以下のいずれかを満たさなければ、個人情報を処理することができない。

- 1) 個人情報対象者本人の同意がある場合
- 2) 国際条約、法律等に規定された場合
- 3) 訴訟、判決等の執行の場合
- 4) 行政機関の業務の実施に必要な場合
- 5) 個人情報対象者本人が受益者または保証人となる契約の履行に必要な場合
- 6) 個人情報対象者本人の同意を得ることが不可能な場合で、本人の生命、健康その他致命的に重要な利益に必要な場合
- 7) 当該処理が個人情報管理者または第三者の権利および方法的な利益を履行するために必要な場合、または、社会的に重要な目的を達成するために必要な場合（ただし、その際に個人情報対象者本人の権利と自由が損害されないことが前提条件である）

- 8) 処理がマスメディア、統計または研究等のために必要な場合
- 9) 個人情報対象者本人が不特定多数の人に当該個人情報にアクセスを与えた場合
- 10) 法律により当該個人情報の開示が義務付けられた場合

実務的に頻繁に発生する個人情報の処理事例は、雇用の際に従業員の個人情報を得る場合（これは、労働基本法にも規定されている）、個人情報対象者本人の同意が得られた場合、また本人が契約の受益者等の場合である。

労働基本法に従い、雇用契約の締結の際、従業員は、氏名、住所等を含む、雇用者に一定の個人情報を提供しなければならない。雇用者が雇用の際に得られた個人情報の取り扱いについて、労働基本法により特別なルールが定められている。

具体的には、従業員の個人情報は、法令の遵守、雇用の安定、教育、昇進、安全の確保、業務の量と質の管理、財産の安全の確保といった目的のためだけに処理されることができるとされており（労働基本法第 86 条 1 号）、また、保管、利用、移転についても特別なルールが定められている（労働基本法第 87 条、88 条）。

一般的には、個人情報の処理の際、個人情報対象者本人の同意が必要とされるため、個人情報法において、当該同意について具体的な要件が規定されている。当該同意は、自由に、自己の意思により、自己の利益のために行われ、必要な情報を得た上での具体的かつ意識的なものでなければならない。同意のフォームについて一般的な要件がないが、当該同意の受領の事実が証明できる形態を採用しなければならない。

人種、民族を含む特別な個人情報（個人情報法第 10 条 2 項 1 号）、生体個人情報（個人情報法第 11 条 1 項）、個人情報の保護措置が不十分な外国への移転（個人情報法第 12 条 4 項 1 号、後述）等により書面による同意が必要な場合、個人情報対象者の氏名、住所、ID データ、同意の提出先である個人情報管理者の情報、処理の目的、同意対象となる個人情報の一覧、処理方法の記載、同意の有効期間、個人情報対象者本人の署名等の一定の事項を含める必要がある。書面による同意が頻繁に発生する事例は、雇用者が従業員の個人情報を第三者に移転する場合、また、生体個人情報または特別な個人情報（人種、民族、政治的・宗教的・哲学的その他の信念、健康状況、性生活に関する情報）を処理する場合が挙げられる。

個人情報の処理に関する同意は、個人情報対象者によって常に撤回することができる。

## 2.2 ロシア国外への移転

個人情報法では、個人情報のロシア国外への移転について、1981 年署名の「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する欧州評議会条約」の加盟国および、上記条約の加盟国でないが、通信監督局により個人情報の保護体制が適切であると認められた国への移転は一般的に認められている。それら以外の国に移転する場合、個人情報対象者本人の書面による同意といった特別な要件が適用される（個人情報法第 12 条）。個人情報の保護体制が適切であると認められた国のリストは、2013 年 3 月 15 日付通信監督局規定第 274 号により定められており、2019 年以降、日本も当該国のリストに含まれている（2019 年 1 月 14 日付第 1 号通信監督局命令）ため、書面による同意は不要である。

他方、ロシア現地法人や駐在員事務所の従業員の個人情報を日本を含むロシア国外に移転する際には、労働基本法により第三者への情報の移転として書面による同意が必要とされる（労働基本法第 88 条）。

### 3. 個人情報対象者の権利および個人情報管理者の義務、行政上・刑事上の責任、罰則、免責事項

#### 3.1 個人情報対象者の権利

個人情報対象者は、本人の個人情報が処理される際、主要な権利として、①個人情報管理者による当該個人情報が処理された事実の確認、②当該処理の理由と目的、③処理の方法、④個人情報管理者の社名と所在地等、⑤処理の対象となる個人情報、⑥保管期間を含む処理の期間、⑦ロシア国外への移転に関する情報、⑧処理が第三者に依頼された場合の当該第三者の情報について、個人情報管理者に請求した上で所得する権利が認められている。また、管理者が保管する個人情報対象者の個人情報が、不十分、未更新、不正確である、あるいは不適切に取得されたものである、あるいは表示された目的に照らして当該個人情報が必要でない場合、個人情報対象者は管理者に対して、場合により個人情報の訂正、アクセス遮断、破棄を求めることもできる。また、個人情報対象者は、管理者が個人情報法を違反して当該個人情報を処理し、あるいは個人情報対象者の権利・自由を侵害すると判断した場合、通信監督局または裁判所に異議を申し立てることができる。また、個人情報対象者は、個人情報の取り扱いの際に損害を被った場合、裁判で賠償を請求する権利がある。

#### 3.2 個人情報管理者の義務

個人情報管理者は、個人情報対象者の権利の侵害を予防する措置として、個人情報法上、あらゆる義務が課されている。

例えば、社内における個人情報処理担当者の任命、個人情報の処理に関する社内のポリシーの作成、一定の法的・組織的・技術的な措置の導入、個人情報の処理に係るコンプライアンスの社内管理・監査を実施する必要がある。個人情報対象者からの請求があった場合、本人の個人情報の処理について一定の情報を提供しなければならない。また、個人情報法の違反を想定して、個人情報対象者への損害の鑑定、個人情報の処理に従事する従業員に関連法令や社内規定を閲覧させる義務等もある。

なお、不法なアクセスや侵害の予防策について、ロシア政府は、2012年11月1日付連邦政府決定第1119号により承認された「情報システムにおいて個人情報の処理に際する保護の要件」において詳細な技術的要件を定めた。

具体的には、個人情報を処理する情報システムについて、侵入リスクとして三つのリスク・タイプ（システム・ソフト関連、アプリケーションソフト関連、ソフト以外関連）を設定し、各リスク・タイプ、処理される個人情報の種類（特別個人情報、生体個人情報、一般公開された個人情報等）、対象者の人数（10万人超か否か）により四つの保護レベルを定め、各保護レベルにより、処理の場所、データ媒体、アクセス権者の管理、担当者（担当部署）の任命を含む保護措置に関する要件を定めている。

### 3.2.1 個人情報の国内処理義務（ローカリゼーション）

ロシア連邦国籍を持つ者（以下、ロシア人）の個人情報を、インターネット経由の方法を含む手段により収集する場合、当該情報の記録、統計化、集積、保管、確認（更新、変更）抽出をロシア国内にあるデータベースを使用して行う必要がある。具体的には、E コマースや会員制交流サイト（SNS）等でロシア人の個人情報を取得する際、初めに当該情報をロシア国内にあるサーバーなどに記録しなければならないが、当該情報をロシア国内にあるデータベースに登録せずに直接ロシア国外にあるサーバーで取得することはできないと規定されている。なお、ロシア人の居住性について明示されていないため、ロシア非居住者に対しても適用されることになる。上記に当たり、国籍の確認方法について、通信監督局のFAQでは、確認方法が定められておらず、個人情報の処理者が活動の内容に照らして独自に決めるというスタンスとなっている。実際にローカリゼーション義務の違反として責任が問われた場合、国籍の確認が不可能なため違反として成り立たないといった抗弁が考えられるが、前例がないため判断が難しい<sup>2</sup>。

### 3.2.2 通信監督局への通知義務

個人情報を処理する企業は、通信監督局に対して、個人情報管理者の社名、住所、処理目的、対象者の属性、処理の法的根拠、処理方法、保護措置、個人情報の処理を行う担当者名、処理の開始・終了の時期、海外移転の有無、データ・ベースの所在地、保護要件の遵守を含む情報の通知を行い、当該通知後 30 日以内に個人情報管理者として通信監督局による登録を受け、一定の情報を通信監督局に提供し、定期的に必要な情報を更新する義務があると規定されている（個人情報法第 22 条）。通信監督局によると 2020 年 3 月 14 日現在、個人情報管理者として 40 万 5,834 社が登録されている<sup>3</sup>。

ただし、雇用関係上、職員の個人情報のみを処理する場合は、上記通知義務が免除される。雇用関係上の免除以外には、個人情報対象者との契約書を作成するためのみの個人情報の処理、一般公開された情報のみの処理、入所・入館等に必要データのみの処理、個人情報対象者の名前でのみの処理の場合等、通知義務の免除の場合などがある。

なお、上記の登録を受けた企業は、通信監督局が管理するリストに掲載され、一般に公開される。

## 3.3 行政上・刑事上の責任、罰則、免責事項

個人情報法の違反について同法第 24 条では刑事責任、行政責任、その他ロシア連邦法令により定められた責任が問われると規定されているが、実務上、主に行政責任が問われる場合が多い。ロシアには、「行政責任」の概念があり、刑犯罪までいかない法違反、他国で「軽罪」と位置付けら

---

<sup>2</sup> デジタル発展・通信・マスコミ省ウェブサイト関連ページ（ロシア語のみ）  
<https://digital.gov.ru/en/personaldata/>

<sup>3</sup> 通信監督局ウェブサイト「個人情報管理者登録簿」（ロシア語のみ）  
<https://rkn.gov.ru/personal-data/register/>

れるものに該当している。個人情報法の違反は、行政責任について規定するロシア連邦行政違反基本法に含まれている。具体的な違反とそれぞれに対する罰金の額は下記のとおりである。

ロシア連邦法令により定めのない場合の個人情報の処理、あるいは個人情報の目的に相容れない個人情報の処理（行政違反基本法第 13.11 条 1 項）

個人：1,000～3,000 ルーブル

組織の責任者：5,000～10,000 ルーブル

法人：30,000～50,000 ルーブル

個人情報対象者本人の書面による同意が法律上必要な場合で、当該同意なくしての個人情報の処理（行政違反基本法第 13.11 条 2 項）

個人：3,000～5,000 ルーブル

組織の責任者：10,000～20,000 ルーブル

法人：15,000～75,000 ルーブル

個人情報管理者による、法律で定められた情報の一般開示の義務の違反（行政違反基本法第 13.11 条 3 項）

個人：700～1,000 ルーブル

組織の責任者：3,000～6,000 ルーブル

個人事業主：5,000～10,000 ルーブル

法人：15,000～30,000 ルーブル

個人情報管理者による、個人情報対象者に対しての情報提出の義務の違反（行政違反基本法第 13.11 条 4 項）

個人：1,000～2,000 ルーブル

組織の責任者：4,000～6,000 ルーブル

個人事業主：10,000～15,000 ルーブル

法人：20,000～40,000 ルーブル

個人情報ที่ไม่正確な場合など、当該内容の訂正、アクセス遮断又は削除に関する個人情報対象者または監督機関による適切な要請の期限内の不履行（行政違反基本法第 13.11 条 5 項）。訂正は 7 日以内、アクセス遮断は即時、削除については場合により 10 日以内または 30 日以内に履行する必要がある。

個人：700～1,000 ルーブル  
組織の責任者：3,000～6,000 ルーブル  
個人事業主：10,000～20,000 ルーブル  
法人：15,000～30,000 ルーブル

個人情報管理者が安全性を保持する義務を怠った結果、個人情報への不法なアクセス等その他の被害が発生した場合（行政違反基本法第 13.11 条 6 項）

個人：700～2,000 ルーブル  
組織の責任者：4,000～10,000 ルーブル  
個人事業主：10,000～20,000 ルーブル  
法人：25,000～50,000 ルーブル

ローカリゼーション義務の違反（行政違反基本法第 13.11 条 8 項）

個人：30,000～50,000 ルーブル  
組織の責任者：100,000～200,000 ルーブル  
法人：1,000,000～6,000,000 ルーブル

ローカリゼーション義務の違反の再発（行政違反基本法第 13.11 条 9 項）

個人：50,000～100,000 ルーブル  
組織の責任者：500,000～800,000 ルーブル  
法人：6,000,000～18,000,000 ルーブル

上記の行政違反は、主として、監督機関である通信監督局の検査（書類提出要請または立入検査）の結果として摘発され、罰金が裁判により課される。

また、雇用関係においても、個人情報の保護に関する法令の違反について特別なルールが設けられている。従業員が、業務上委ねられた個人情報を漏洩した場合などは、労働基本法に基づき業務上の懲戒を受けることがある。重大な場合において懲戒解雇までの懲戒処分が課されることもある。なお、個人情報の保護に関する業務上の違反の結果、雇用者に損害が発生した場合、当該損害の賠償を当該従業員に請求することができる。同様に、従業員としても、雇用者が個人情報関連法令に違反した結果損害が発生した場合、雇用者に対して当該損害の賠償を求めることもできる。

なお、個人情報管理者による法令違反の結果として損害が生じた場合、損害賠償の一般的なルールに沿って違反者に対して損害賠償を求めることができる。

個人的または私生活に関する情報を個人情報対象者本人の同意をなく、不法に収集または流布した場合は、刑事責任が問われ、罰則として、罰金ないし懲役（最長 2 年）となる。

その他、ロシア国外の事業者が運営するインターネットサイトが個人情報のローカリゼーション要件に違反した場合、ロシア国内のアクセス遮断処分が課されることがある。例えば、米国の有力

なソーシャルネットワークサービスサイト（SNS）リンクドインのサイトへのアクセスが2016年にロシア国内で遮断された事件、は上記規制の適用の一例である。また、2020年2月にロシアの裁判所は、ロシア国内において、個人情報のデータベースを設置しなかったフェイスブック社とツイッター社について、ローカリゼーション要件の違反として、それぞれ400万ルーブルの罰金を課した。

なお、個人情報の処理に関する免責事項について特に規定はない。

#### 4. 実務的な個人情報保護対策方法（在ロシア企業による対策、日本などロシア国外に所在する企業による対策）

##### 4.1 在ロシア企業による対策

在ロシア企業の場合、個人情報法の違反について多額の罰金が課されることがあるのみならず、外国人である会社役員が行政違反として責任が課された場合は、イミグレーション・ルール関連のトラブルが発生することがあるため、当該リスクを避けるためにも個人保護対策を整備する必要がある。顧客等の個人情報の処理をせず、従業員の個人情報のみ処理する企業について、主として、以下の措置をとる必要がある。

- 個人情報の処理の担当者を任命すること
- 個人情報の処理に関するポリシーを作成すること
- 個人情報にアクセスする従業員に関連法令、すべての従業員に当該ポリシーを閲覧させること
- 必要に応じて処理について従業員の同意を得ること

自社従業員以外の第三者の情報（顧客情報等）を取り扱う場合は、通信監督局に通知を行い、個人情報管理者としての登録を受け、個人情報管理者の登記簿に掲載される情報を定期的に更新するとともに、個人情報のポリシーを外部に開示する義務がある。

また、第三者の個人情報の取得の際、当該情報の処理について個人情報対象者本人の同意を取得する必要もある。

##### 4.2 日本などロシア国外に所在する企業による対策

###### 4.2.1 ローカリゼーション要件への対応

ロシア国外に所在する企業としては、ロシア連邦国籍を持つ者の個人情報の処理がある場合、ローカリゼーション要件が適用され、当該情報についてロシア国内にあるデータベースを使用する義務がある。上記要件の違反について、多額の罰金が課されることがある。実際のところロシアに拠

点のない外国企業に罰金が課されることが不可能な場合があるとしても、違反に対する処分として通信監督局は、ロシア国内のアクセス遮断の処分を発動することができる。

#### 4.2.2 ロシア向け E コマースに取り組む際の個人情報保護リスクと対策方法

ロシア向け E コマースについて、基本的に、ローカリゼーション要件による義務とリスクが発生することがある。特に、当該事業がロシア向けか否かの判断する際、ロシア当局のガイドライン<sup>4</sup>として下記のものがある。

- 1) ロシア関連のドメイン名（.ru .su など）が使用されること
- 2) 当該サイトのロシア語版があり、かつ、当該サイトでのルーブル決済が可能なこと、または、当該サイトで購入された商品がロシアに配達できることなど

上記の 1) ～2) のいずれかに該当する場合、ロシア向けの E コマースとしてみなされ、ローカリゼーション要件が適用され、違反の場合、当該サイトへのロシア国内のアクセスが遮断されるリスクがある。上記リスクをなくす対策方法として、ロシア国内にロシア人の個人情報が保管されるデータベースを置く必要がある。

---

<sup>4</sup> デジタル発展・通信・マスコミ省ウェブサイト関連ページ（ロシア語のみ）  
<https://digital.gov.ru/en/personaldata/>